

常総市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成25年3月19日に提出された常総市職員措置請求（平成25年第1号住民監査請求）の監査結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

平成25年5月16日

常総市監査委員 北村 栄子

常総市監査委員 風野 芳之

常総市職員措置請求の監査結果

第1 請求（平成25年第1号住民監査請求）の受付

1 請求人

住所 （省略）

氏名 （省略）

職業 （省略）

2 請求書の提出

請求書は、平成25年3月19日に提出され、同日受け付けた。

3 措置請求の要旨

(イ) 常総市は平成22年度に実施した「子どもの遊び場遊具整備事業費補助金」において、宗教団体、氏子等6団体に支出した合計180,000円を返還させよ。また、支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

4 措置請求の要旨に関する請求人の主張

(1) 常総市は、以下の6件について常総市補助金等交付規則に基づき補助金等交付申請書を受理し、補助金の交付決定をした。

① 平成22年7月8日付けで「A神社」名で申請された「平成22年度補助金等交付申請書」を受理し、平成22年7月20日付けで補助金交付決定額30,000円とする通知を行った。(事実証明書-1)

② 平成22年8月23日付けで「B神社氏子(C子ども会)」名で申請された「平成22年度補助金等交付申請書」を受理し、平成22年8月24日付けで補助金交付決定額30,000円とする通知を行った。(事実証明書-2)

③ 平成22年12月6日付けで「D地区 EF神社」名で申請された「平成22年度補助金等交付申請書」を受理し、平成22年12月7日付けで補助金交付決定額30,000円とする通知を行った。(事実証明書-3)

④ 平成22年12月20日付けで「GH」名で申請された「平成22年度補助金等交付申請書」を受理し、平成22年12月22日付けで補助金交付決定額30,000円とする通知を行った。(事実証明書-4)

⑤ 平成23年1月11日付けで「I神社」名で申請された「平成22年度補助金等交付申請書」を受理し、平成23年1月12日付けで補助金交付決定額30,000円とする通知を行った。(事実証明書-5)

⑥ 平成23年2月1日付けで「J地区K区 L(団体名: J町I神社氏子一同)」名で申請された「平成22年度補助金等交付申請書」を受理し、平成23年2月2日付けで補助金交付決定額30,000円とする通知を行った(事実証明書-6)。

(2) 常総市補助金等交付規則に基づき上記の6件の実績報告書の提出を受け、平成23年3月31日付けで財政課にこれら6件を含む合計960,000円の交付実績を起案しており、補助金が支払われている。

(3) 市が事業実施に当たり、事前に実施した遊具調査の子どもの遊び場一覧には、境内に設置された遊具の撤去・修繕について子ども会名や自治会名で申

請され、補助金を受けている場合がほとんどである。職員措置請求をした6件については宗教色に満ちた団体名のところに補助金が交付されている。

常総市又は常総市補助金等検討委員会が宗教色に満ちた団体名のところに補助金を交付することは不相当であり、他の場所と同様に子ども会や自治区長名で申請しなおすように、なぜ指導を行わなかったのか不思議である。

常総市の場合、地域の小さな公園は神社等の境内にあることが多く、状況としてはよく理解できる。

また、本事業が子どもの遊び場遊具の修繕・撤去という事業であり、本事業自体は子どもの安全・安心を実現するための事業であり、何ら否定するつもりはなく、問題はあくまで宗教色に満ちた団体に補助金を交付したところにある。

- (4) 常総市補助金等交付規則第4条第3号によれば、補助金交付の際には提出書類として「団体等の概要調書(様式第2号)」が規定されている。様式第2号の3番目に「定款及び規約等」と書かれているが、どの団体も定款や規約を提出しておらず、常総市補助金等交付規則違反である。
- (5) 提出された書類からは、補助金の交付を受けた6団体がどのように設立し、どのような者が構成員となり、代表がどのように選出されているかすら不明である。団体について担当部署に確認したが不明であるなど、このような状況にもかかわらず、補助金等検討委員会は補助金交付を決定しており、非常に問題である。

団体の調査もせず、補助金の交付を行うことは「なりすまし」による補助金詐欺ということも起こりうるのではないかと非常に危惧している。

常総市補助金等検討委員会が、決められた書類を提出させずに、きちんとした調査も行わず、機械的に補助金交付決定をしているのであれば、明らかに条例に違反した行為であり、またその存在意義もなくなる。

万が一、条例に違反した行為が行われているのであれば、責任を明確にするよう求める。

- (6) 日本国憲法第89条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とされている。

上記6団体は宗教団体名での補助金等交付申請であるので、憲法第89条に違反した公金の支出にあたり、常総市はこれら6団体に対し支出した補助金、合計180,000円に年5分の割合による金員を付して返還請求しなければならない。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年4月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

2 監査対象部課

企画部企画課

保健福祉部子どもすくすく課

会計課
総務部総務課

3 監査の方法

監査に当たっては、対象部課及びその他関係する課から提出された関係書類の調査を行うとともに、平成25年4月18日に関係職員調査を行った。

4 監査の期間

平成25年3月25日から平成25年5月15日まで

第3 事実関係の確認

関係書類調査及び関係職員調査により確認した事項は、次のとおりである。

1 常総市補助金等交付規則及び常総市補助金等検討委員会について

(1) 常総市補助金等交付規則（以下「規則」という。）について

① 第1条で趣旨を「この規則は、法令、条例及び他の規則等に特別の定めのあるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。」と定めている。

② 第2条第1項で「補助金等」とは、市が交付する補助金や利子補給金及び相当の反対給付を受けずに交付する給付金で市長がこの規則を適用する必要があると認めるものとしている。

また、同条第2項で「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業と定め、同条第3項で「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者と定めている。

③ 第3条で関係者の責務について、第1項で市長は、市の公益を増進し、かつ、市行財政の総合的見地から真に必要な場合においてのみ、法令、条例又は規則等（以下「法令等」という。）の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上するものとする。

同条第2項で補助事業者等は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を遂行するよう努めなければならない。

同条第3項で補助金等に係る予算の執行に当たっては、市長及びその他の関係職員は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効果的に使用されるように努めなければならないと定めている。

(2) 常総市補助金等検討委員会設置条例について

① 第1条で市が交付する補助金等の基本的なあり方を検討するとともに、補助金等の使途、効果等を審査することによってその交付の適正化を図り、もって、健全で透明性の高い財政運営を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、常総市補助金等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置す

ると定めている。

- ② 第3条で、委員会の所掌事務については、市長の諮問に応じ、補助金等の基本的なあり方に関する調査及び検討を行い、その結果について答申すること、市長の諮問に応じ、補助金等の使途、効果、補助率、金額等を審査し、その交付の適否について答申すること及び補助金等の適正化に関し必要があると認めた場合において、市長に意見を具申することと定めている。
- ③ 第4条で、委員会は、市長が委嘱する学識経験を有する者6人以内と公募による者2人以内の委員をもって組織すると定めている。
- ④ 委員会での審査について

市がホームページで公開している市民に開かれた補助金制度「常総市補助金制度変革に関する第三次提言」に示されているが、平成22年度の補助金は、平成21年8月1日から8月31日の1ヶ月の間に266件の申請があった。審査会は、平成21年10月21日と22日の2日間で実施し、審査方法については事前に補助金等検討委員会で協議し、以下のような要領で審査を実施した。

補助金を下記の3種類に分類した。

- ・上位制度補助金
 - ア 国や県などの上位制度で定められているもの
 - イ 国や県などの補助を伴うもの
- ・基盤補助金
 - ウ 市の条例、規則およびそれに準じて定められているもの
 - エ 事業の広域性から市域外で行うもの
 - オ 補助対象者が不特定多数であるもの
 - カ 市が共催・協賛する事業、イベント
 - キ 市の事業と密接に係わる外部団体
 - ク 市事業

- ・上位制度補助金、基盤補助金以外の補助金

上位制度補助金や基盤補助金は、国や県の補助制度に伴う補助金や市の政策的な義務的又は臨時的性格が強いため、サービス・格差是正など極めて市の政策的な要素が強いと判断した事業については、一部の主要な事業（花火大会、千姫まつり、自治区関係、水道事業補助金）のみを評価した。

以上のことから、「子どもの遊び場整備事業補助金」については、基盤補助金のウに該当するため、平成21年度の常総市補助金等検討委員会では審査を実施していない。

2 子どもの遊び場整備に関する補助金について

(1) 子どもの遊び場の整備について

常総市合併前の水海道市では、昭和49年に制定した子どもの遊び場設置事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で、子どもに安全な場所を与えることにより、心身の健全な育成や交通事故から守るため、地域団体等が実施する遊び場の設置事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付した。

同様に石下町においても、昭和42年に制定した石下町児童遊園地遊戯設

備補助規定により、幼児及び児童の健全なる育成を図る目的をもって、町内自治会が一定区画内に施設する遊戯設備に対して補助金を交付した。

(2) 遊具の管理状況及び市の方針

市又は町の補助により設置された現存する子どもの遊び場は、設置から数十年経過するものも多く、老朽化により危険な状態のまま放置されている遊具等が目立つようになった。

さらに、市は近年の少子化により利用者が減少し、遊具等が利用されなくなったことは、ある意味、自治会等の設置による子どもの遊び場の役割は十分果たしたものと判断し、要綱を廃止し、早期に危険な状態を是正するため、平成22年度限りの事業として、子どもの遊び場として設置された全施設を対象に撤去・修繕に関し、常総市補助金等交付規則を適用させることとした。

この事業の趣旨は、要綱等に基づき設置された遊具等が、少子化という時代の流れの中で利用が少なくなり、あるいは忘れ去られ、長年にわたり危険な状態に置かれていたものを撤去・修繕費用の一部を市が助成することで早期に解決を図る事業である。

(3) 事業の実施

遊具等の撤去・修繕に関しては市民からの要望があり、市では要綱等に基づき設置した遊具等の現況調査（平成21年6月～7月）を行った。

調査の結果、98ヶ所の子どもの遊び場のうち、遊具が確認された子どもの遊び場は66ヶ所で、残りの32ヶ所については既に撤去されたためか遊具の確認ができなかった。

また、遊具が確認された66ヶ所に設置された150基の遊具等のうち、修繕が必要な遊具が34基、使用不能（数年～数十年放置された状態）な遊具が66基であった。

調査した遊具等は老朽化がひどく、そのまま放置しておく子ども達だけでなく地域住民にとっても危険となる場所が数多く見受けられたことから、撤去・修繕するために、平成22年度限りの事業として実施することになった。

全国各地では遊具による児童の痛ましい事故が発生し、国県からの「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保の一層の徹底について」の通達もあり、市では子どもの安全安心を第一に考え、事業を実施したものである。

(4) 子どもの遊び場整備に関する補助金の申請、決定について

① 補助事業の対象について

補助対象は、要綱等に基づき設置された遊具等である。

② 補助事業の周知について

設置（古くは昭和44年度）から数十年経過した遊具もあり、市の調査では、設置時の団体で既に存在しない団体もあるため、補助事業実施について関係自治区長への通知するほか、広報じょうそうお知らせ版により、広く市民に周知を図っている。

③ 補助団体について

設置から数十年が経過し、管理されていない遊具も相当数あったため、自治区長を中心に撤去・修繕のための申請をお願いした。その結果、子供会や自治区長が事業者になったが、管理状況等の違いもあり、自治区長等による申請ができない場合には、遊具等が設置された敷地を管理する団体等により遊具の撤去・修繕が行なわれた。

④ 補助事業の申請について

申請者に関しては、基本的には設置した際の団体であるが、既に存在しない団体もあるため、現在遊具等を管理している団体に、管理されていない場合は、自治区長に申請をお願いした。

その結果、自治区長又は、遊具等が設置された敷地を管理する団体等により申請が行なわれた。

団体による新規事業の補助金等交付申請の場合、事業を遂行するに当たり、補助団体等として適当（事業実施能力があるか）か等の判断をするうえで団体の定款や規約等の提出を求めることは必要なものと考えられるが、この事業の場合は、事業完了後に実績報告により実施を確認し、最後に補助金を交付するため、市は本件の場合、団体に対し定款や規則の添付を求めている。

補助事業の申請については、平成22年7月2日から平成23年3月8日までの間に地域団体等32団体から申請書が提出され、市は各団体に3万円、合計96万円の補助金交付を決定した。補助事業の内訳は、遊具の撤去が21件、遊具の修繕が11件である。

⑤ 団体の状況について

補助金の申請団体は、そのほとんどが自治区や子供会であるが、職員措置請求があった6団体については以下のとおりである。

ア A神社

J地区のM集落の全戸、66戸で構成し、主に敷地内建物と樹木、遊具の維持管理をしている団体である。

恒例の年行事は、4月に花見会（敷地周りがさくらの植栽がある）、8月に夏祭り（子どもたちの神輿）、12月31日から1月1日にかけては初もうで客に甘酒の提供の3回で、集落全体の行事として行っている。

A神社は現在の場所に昔から存在し、M集落で代々受け継いで維持管理をしており、総代は神社に一番近く管理しやすいという理由で代々N家が受け持っている。

子どもの遊び場は、市内一斉清掃の時に集落全体の行事として神社内のゴミ拾いや草取りを実施し、地域の子どもたちが自由に利用できるように管理している。

イ B神社氏子（C子ども会）

O集落とP集落に常住している36戸で構成し、建物と敷地内の維持管理を行っている団体である。

恒例の年行事は1回で、正月に五穀豊穰を願い氏子15人程度がお参りするだけで、神社建物の利用はない。

B神社は昔からあり、文化的・歴史的なものとして、集落全体で継承し管理している。3名の総代がいるが、そのうちの1名が代表で申請をした。

子どもの遊び場は、地域の子どもたちが自由に利用できるよう今回撤去するまで管理していた。

ウ D地区 EF神社

E町集落に常住している60戸で構成し、建物と敷地内の維持管理をしている団体である。

神社は昔からあり、集落全体で管理するものとして継承している。

F神社の恒例行事は、秋の収穫祭と役員会の2回だけで、総代はE町3

集落から代表を決め、うち4名が総代を務めている。

子どもの遊び場は、地域の子どもたちが自由に利用できるよう管理している。

エ GH

QのG近隣に居を構える5戸が順次代表を務め、代々世話人として建物及び敷地内の維持管理に努めている団体である。

Gの設立は、江戸時代と伝えられ、以前は、Gの近くにR小学校があったことから子どもたちの遊び場として、またQ転作推進センターができるまでは自治会の集会場として賑わっていたことがある。現在は、夏に行われる祇園祭りと普段は子どもの休息場所としての利用が主である。子どもの遊び場は、現在も地域の子どもたちが自由に利用できるよう維持管理している。

オ I 神社

D小学校の西側に位置し、神社近隣のS, T, U, V, W, X, Yなど氏子約600人で構成している団体である。

I神社は、Zを祭神とし、1300年代に創始されたと伝えられ、神社では建物及び敷地内の維持管理及び祭事に努めている。

子どもの遊び場は、D小学校向かいにあり小学生や地域の憩いの広場として利用されていた。I神社敷地に設置してあったことから今回撤去するまでI神社でペンキの塗り替えや補修などの維持管理に努めていた。

カ J 町 I 神社 氏子 L

J町I神社の並びの16戸で構成し、建物と遊具を含む敷地内の維持管理をしている団体である。

I神社は古くからあり年代は把握していないが、集落の鎮守様の建物として代々継承されてきた。

I神社の恒例年行事は、1月25日に新年会を兼ねて集まる程度で建物の利用はない。

現在、敷地は集落の資源ごみ置き場、防火水槽の敷地としても利用され、通学路にも面しているため、市の一斉清掃などの環境美化にも集落全体で取り組んでいる。

子どもの遊び場は、地域の誰もが利用できる広場として管理していたが老朽化が著しかったため、安全を最優先し補助を利用して撤去した。

(5) 補助金の交付について

① 事務手続きについて

補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、補助事業等実績報告書はそれぞれ常総市補助金等交付規則に則り処理されていることを確認した。

② 補助金等交付申請書について

- ・宗教団体及び宗教に関係すると思われる団体名での申請が確認された。
- ・添付書類に他補助金の事業計画書様式、収支予算書様式を用いているものが多くあった。
- ・名称等に誤記が見受けられた。
- ・添付書類（定款や規則）が確認できなかった。

③ 補助金等交付決定通知書について

良好に処理されていたことを確認した。

- ④ 補助事業等実績報告書について
- ・添付書類に他補助金の収支決算書の様式を用いているものが多くあった。
 - ・すべてに施工（工事）前後の写真及び事業に係る領収書の添付が確認された。
- (6) 財務関係について
- ① 事業の予算について
- 子どもの遊び場整備事業費補助金150万円を含む平成22年度当初予算は、平成22年3月23日に常総市議会で可決されている。
- ② 会計処理について
- 職員措置請求があった6件の補助金については、常総市会計規則に則り平成22年8月30日から平成23年3月29日に支出されていることを確認した。
- ③ 事業の決算について
- 子どもの遊び場整備事業費補助金96万円を含む平成22年度決算は、平成23年9月20日に常総市議会で認定されている。
- (7) 日本国憲法第89条について
- 憲法第89条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定めている。
- 市は本件について、補助金は遊具の撤去・修繕に対する補助金であり、宗教的施設への支出ではないこと、補助についての告知は、自治区長に対して行っていること、市の公金支出の意図は遊具の安全確保にあり、宗教的な意図、目的はないことから、憲法第89条に違反しないと判断している。

第4 監査の結果

監査した結果、本請求については、下記のとおり理由がないものと認めるので、棄却する。

棄却の理由

1 常総市補助金等検討委員会について

第3の1の(2)で述べたとおり、本件補助金は審査していないことから監査の対象外である。

2 政教分離原則について

憲法における政教分離に関しては、憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」(20条1項前段)とし、また、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」(同条2項)として、いわゆる狭義の信教の自由を保障する規定を設ける一方、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」(同条1項後段)、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」(同条3項)とし、更に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを支出し、又はその利用に供してはならない。」(89条)として、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定(以下「政教分離規定」という。)を設けている。

政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限

界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが、問題とならざるをえないのである。

上の見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが上の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである（昭和52年7月13日最高裁判決）としている。

換言すると、市は實際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、団体等に対する支出が社会的・文化的諸条件に照らし、相当とされる限度を超えない場合に許容されると解される。

3 市補助金の支出について

(1) 目的及び事業効果について

常総市補助金等交付規則第3条で「市長は、市の公益を増進し、かつ、市行財政の総合的見地から真に必要な場合においてのみ、法令、条例又は規則等(以下「法令等」という。)の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上するものとする。」とし、その目的を公益の増進としている。

本件子どもの遊び場の遊具は、合併前の水海道市と石下町において市や町の補助により地元子ども会等が遊具を整備し管理してきたものであり、設置後の経年による劣化や少子化による利用者の減少に伴い、遊具の維持管理が困難になり、使用することが危険な状態に至り、補修等が強く望まれていたものである。

また、社会的にも整備不良の遊具による事故発生等の報道があり、遊具の点検や補修が進められてきた背景もあり、平成21年6月から7月にかけて、市ではこれまでの補助により整備された遊具の設置場所98ヶ所の調査を実施した結果、危険な状態にある場所も多くあったことから、平成22年の事業として市が補助金を交付することにより、遊具の撤去または補修を推進することとした。

遊具が設置された遊び場は、いつでも誰でも自由に入出入りできて遊べる場であり、遊具を整備又は撤去し安全性を確保すること、そのための補助金の支出は公益性が高いと考えられる。

この事業実施により、これまで危険な状態にあった遊具は補修又は撤去され、利用者の安全が確保されたものである。

したがって本件の補助事業は常総市補助金等交付規則の目的に合った事業と判断できる。

(2) 補助金等交付申請等について

補助金等交付申請書や補助事業等実績報告書については、一部に常総市元気のみなもと補助金の収支予算書、収支決算書、事業計画書の様式を使用するなど、様式が統一されていないこと、団体の定款や規則が添付されていないこ

とや正確さに欠ける記載が確認された。

申請団体の定款や規則の添付は指示すべきであり、定款等がない団体もあると思われるので、定款や規約がない団体にあつては、ない旨の記載が必要である。

補助金を含めた公金の支出については、補助金等交付申請書、補助事業実績報告書等の関係書類に正確な記載が求められるほか、事業の起案書に団体等への補助金交付決定までの経緯を含め詳細に記載すべきである。

(3) 6団体への市補助金の交付について

職員措置請求の6件の補助金の交付は、宗教団体等から提出された補助金等交付申請に対して、同団体名で補助金の交付を決定し、補助金を交付したものであり、外見上は日本国憲法第89条の政教分離規定に違反すると考えられる。

しかし、市の子どもの遊び場遊具整備に関する補助金支出の目的は、安全な遊び場の確保にあり、地域団体からの事業実績報告書により市は事業の実施を確認し、その後に補助金を交付している。本件の補助金を受ける団体の資格については、事業を実施できる地域団体であれば、定款・規約の有無は特に問題とはしなかった。

また、撤去・修繕費用の補助についての告知は、平成22年7月21日に関係自治区長に通知し、さらに市民には同年10月21日号広報じょうそうお知らせ版で広く周知しており、特定の宗教団体を対象とした事業ではない。

6件の補助金の内、遊具の撤去が4件、修繕が2件である。事業の実施形態としては、業者委託が4件、機材等の借り上げにより地元住民が実施したものが2件である。

遊具の撤去・修繕に要する費用に対する補助金の交付であり、その効果は安全性の確保という極めて限定的であり、宗教的施設または宗教の対象への支出に該当せず、また補助金交付が市民に神社等への信仰心を持たせる効果も考えられない。

4 結論

前述のとおり、本件の補助金交付は、交付先に宗教団体や宗教活動を否定しえない団体が含まれるものの、その補助金による効果は特定宗教を援助、助長、促進し、又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められず、また、事業目的及び効果から特定の宗教組織又は宗教団体に対する財産の支出又は利用とはいえ憲法が禁止している規定に違反するものではないと判断する。

以上のことから、常総市が平成22年度に実施した「子どもの遊び場遊具整備事業費補助金」において、宗教団体、氏子等6団体に合計180,000円を支出したことは不適切ではないと判断する。

したがって、本件の措置請求の要旨（イ）については、理由がないものと判断する。